

四 指定猟法禁止区域

一 与田浦指定猟法禁止区域（鉛散弾）

香取市加藤洲地先の東日本旅客鉄道株式会社鹿島線と香取市市道三五七六号線との交点を起点とし、同所から同市市道三五七六号線を南東へ進み同市市道一一二四号線との接点に至り、同所から同市市道一一二四号線を南東へ進み東関東自動車道水戸線との交点に至り、同所から東関東自動車道水戸線を南西へ進み同市市道一一三三号線との交点に至り、同所から同市市道一一三三号線を西へ進み東日本旅客鉄道株式会社鹿島線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社鹿島線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域